

IV 土砂の搬出の届出手続

目 次

<土砂の搬出の届出手続>

- ◎ 土砂を搬出する方への留意事項 . . . p4-1

- 1 土砂の搬出の届出手続（建設工事からの搬出）
 - (1) 土砂の搬出の届出の編さん順序 . . . p4-2
 - (2) 土砂処理計画届出書（法第8条第1項） . . . p4-3
 - (3) 土砂処理計画書作成要領 . . . p4-5

- 2 土砂の搬出の届出手続（一時たい積行為を行う土地からの搬出）
 - (1) 土砂の搬出の届出の編さん順序 . . . p4-8
 - (2) 一時たい積土砂処理計画届出書（法第9条第1項） . . . p4-9
 - (3) 一時たい積土砂処理計画書作成要領 . . . p4-11

- 3 土砂の搬出の変更届出手続
 - (1) 土砂の搬出の変更届出の編さん順序 . . . p4-13
 - (2) 処理計画変更届出書（法第10条第1項又は第2項） . . . p4-14
 - (3) 処理計画変更届出書作成要領 . . . p4-16

- 4 土砂の搬出の完了（廃止）届出手続
 - (1) 土砂の搬出の完了（廃止）届出の編さん順序 . . . p4-17
 - (2) 土砂搬出完了（廃止）届出書（法第15条） . . . p4-18
 - (3) 土砂搬出完了（廃止）届出書作成要領 . . . p4-19

- 5 届出を要しない土砂の搬出の認定手続
 - (1) 届出を要しない土砂の搬出協議の編さん順序 . . . p4-21
 - (2) 届出を要しない土砂の搬出協議書
（規則第5条第1項又は第9条第1項） . . . p4-22
 - (3) 届出を要しない土砂の搬出の取扱い方針 . . . p4-26

◎ 土砂を搬出する方への留意事項

1 土砂等について

- ① 建設発生土に、コンクリートガラ等の廃棄物が混入している場合は、事業区域内で土砂と廃棄物を選別した後、それぞれ適正な処分先へ搬出するか、全体を廃棄物として産業廃棄物最終処分場又は中間処理施設へ搬出してください。

なお、取扱いについては、当該工事箇所を所管する県厚生環境事務所（広島市、呉市、福山市の区域においては、各市の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を所掌する部局）に相談してください。

- ② 次のような土地から発生する土砂を搬出する場合には、事前に当該土砂の土壌分析を実施し、汚染土壌に当たらないことを確認してから搬出する必要がある場合があります。

なお、土壌調査の必要性の有無等については、当該工事箇所を所管する地域事務所厚生環境局（広島市、呉市、福山市の区域においては各市の「土壌汚染対策法」を所掌する部局）に相談してください。

- i 工場・事業場として使用された土地
- ii 上流で工場又は事業場からの排水が行われている河川又は湖沼
- iii 薬品等により土壌改良等の処理をした地域
- iv 地表部に工場、廃棄物処理場等を有するトンネル部等
- v その他、臭気のある土壌、土壌又は水質に異変が認められる地域等

2 搬出先について

- ① 搬出先となる残土処分場等が、設置に当たって法令の許可等を必要とする場合は、当該許可等の取得状況について、許可書等により確認することとし、必ず許可等が取得された後に土砂の搬出を開始してください。
- ② あらかじめ搬出先の施行状況や搬入経路となる道路の交通量及び沿線の状況等について調査した上で、最適な搬出先を決定してください。
- ③ 土砂の運搬を他の業者に委託する場合は、過去の実績等から信頼の置ける業者を選定してください。
- ④ 搬出先からの定期的な聴き取り等により、搬出された土砂が、契約している処分場等へ適正に処分されていることを常に確認してください。

3 処理結果の報告等

- ① 建設工事の区域からの搬出については、工事によって発生した土砂を、届け出た処理計画書に従って記載した搬出先に全て搬出した場合を、一時的な積場所からの搬出については、当該月の搬出が終了した場合を「搬出の完了」としてください。
- ② 処理計画の変更により、本条例の届出を要しない規模の搬出になったときは、変更届ではなく本条例による廃止届を提出してください。

1. 土砂の搬出の届出の編さん順序

<建設工事からの搬出>

●土砂の搬出の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第8条第1項又は第11条第1項関係)

番号	書類等の名称	備考
1	土砂処理計画書（規則様式第1号）	
2	建設工事の区域を示す図面	
3	搬出先とする土地の位置図	
4	搬出先とする土地の区域図	
5	建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	
6	その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し)	

注) 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

(別記)

様式第1号 (第4条関係)

(表面)

土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称並びに代表者
の氏名〕

印

広島県土砂の適正処理に関する条例 第8条第1項 第11条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

建設 工事 の 概 要	建設工事の名称		
	建設工事の 内容	種 別	土木工事 建築工事
		概 要	
	建設工事の区域の所在		
	建設工事の区域の面積		m ²
	建設工事に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
	建設工事の 発注者	住 所	
		氏名又は名称 (代表者氏名)	
	建設工事に伴っ て発生する土砂 の数量等	数 量	m ³
利用等の (状況及び) 計画			
搬出する土砂の数量の合計			
搬 出 す る 期 間			
土砂の搬出量 が最大となる 時期の状況	1日当たりの 搬出量	m ³	
	1日当たりの延べ 運搬車両台数	台	

(裏面)

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号	(内線)	
	担当者		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂処理計画届出書作成要領（様式第1号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は3部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出する場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

元請負人の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「根拠条項」

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「建設工事の名称」及び「建設工事の内容」

「建設工事の名称」については、当該工事の工事名、事業名等を記載するものであり、例えば「〇〇道路改良工事」など、当該建設工事の概要がわかる名称を記載すること。また、「建設工事の内容」の項目のうち、「種別」を記載する欄については、該当しないものを二重線で消去し、「概要」を記載する欄については、「延長〇〇m、幅員〇〇m」のように、当該建設工事の規模等が把握できる程度に工事の概要を記載すること。

(5) 「建設工事の区域の所在」

建設工事の区域とは、原則として工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした契約書等に示されている施工区域とする。一定地域の道路維持修繕工事等を年間契約で請負った場合は、施工箇所ごとに500m³以上の土砂の搬出があるか否かを判断し、500m³以上の搬出がある箇所ごとに処理計画の届出を行うこと。

「建設工事の区域の所在」については、原則として地番まで記載することになるが、地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、建設工事区域内の土地が複数の筆に分かれている場合は、代表的な地番を記載するものとし、残りは「外〇筆」と記載すること。

(6) 「建設工事の区域の面積」

工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした契約書等に示されている施工区域とする。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(7) 「建設工事に係る法令等による許可等」

「法令等の名称」の欄には、該当する条項まで記載すること。また、「許可等の処分の状況」の欄には、手続中、申請中、許可済等、処分の状況及びその年月日を記載すること。

(8) 「建設工事に伴って発生する土砂の数量等」

当該建設工事における切土や掘削等の土工事の実施によって生じる全ての土砂の数量（計画量）を記載すること。また、「利用等の計画又は状況」の欄には、発生する土砂の利用計画を「埋め戻し用〇〇m³、△△工事への流用□□m³、残土として処分××m³」のように利用計画ごとに具体的に記入すること。

土量は全て地山土量で記載するものとし、ほぐし土量の場合は地山土量に換算するものとする。

(9) 「搬出する土砂の数量の合計」

建設工事で発生する全ての土砂のうち、当該建設工事の区域外に搬出する数量を記載すること。

(10) 「搬出する期間」

建設工事で発生する全ての土砂のうち、当該建設工事の区域外に搬出する土砂の全てを搬出先に運び入れるのに必要な期間であり、当該建設工事の請負期間ではない。

(11) 「1日当たりの搬出量」

搬出する期間内で、1日当たりの搬出量が最大になる量を記載すること。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(12) 「1日当たりの延べ運搬車両台数」

土砂の搬出量が最大となる時期において、1日当たりの土砂の搬出に要する車両の延べ台数（搬出場所からの1日当たりの発生交通量）を記載すること。なお、搬出車両の許容積載重量をもとに記載すること。

(13) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

土砂の搬出先の相手方に確認するなどして、土砂埋立行為地の所在を地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

(14) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

土砂の搬出先で土砂埋立行為を行っている又は行う者の「氏名又は名称」、その者の「住所」及び「連絡先」を記載すること。

(15) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出する土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(8)の「搬出する土砂の数量の合計」と一致すること。

(16) 土砂の搬出先に係る事項の「打合せ状況」

土砂の搬出先（受入地）の関係者との受入れについての打合せ状況を、「〇〇年〇〇月〇〇日に打合せ（承諾取得）済み」のように記載すること。

(17) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為に係る許可等」

この欄に記載する法令等の名称及び許可等の処分の状況については、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。

ただし、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等の許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。この法令等の許可等の状況の記載にあたっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載すること。

また、搬出先が複数の法令等の許可等を受けていて、土砂処理計画届出書等の該当欄に記載しきれない場合には、土砂処理計画届出書等の「その他参考となる事項」の欄に記載するか又は別紙にその許可状況を記載し添付すること。

添付図面作成要領

(1) 「建設工事の区域を示す図面」

1/25000程度で、建設工事等の区域及び道路、地勢等周辺の状況が確認できるものとする。

(2) 「搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面」

1/25000 程度で、搬出先の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(3) 「建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面」

1/50000 程度で、道路及び沿線の状況が判別できるものとする。なお、基図に表示されていない道路を搬入路として利用する場合は、当該箇所の拡大図を添付するなどの方法により通行する路線を明示すること。

注) 建設工事の区域と搬出先が近接している場合等で、(1)～(3)の図面を1枚の図面で表示できる場合には、これらの図面を1枚の図面で兼用しても構わない。

2. 土砂の搬出の届出の編さん順序

<一時たい積行為を行う土地からの搬出>

●土砂の搬出の届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第9条第1項又は第12条第1項関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	土砂処理計画書（規則様式第2号）	
2	一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面	
3	搬出先とする土地の位置図	
4	搬出先とする土地の区域図	
5	一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	
6	その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し)	

注) 番号2から6の添付図面を、兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

（表面）

一時たい積土砂処理計画届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名 } [法人にあっては、
名称並びに代表者
の氏名

印

広島県土砂の適正処理に関する条例 第9条第1項 第12条第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。

一時たい積行為	一時たい積行為を行う土地の区域の所在	
	一時たい積行為を行う土地の区域の面積	m ²
搬出する土砂の数量の合計		m ³
搬 出 す る 期 間		
土砂の搬出量が最大となる時期の状況	1日当たりの搬出量	m ³
	1日当たりの延べ運搬車両台数	

(裏面)

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	許可等の処分の状況	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号	(内線)	
	担当者		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 一時たい積土砂処理計画届出書作成要領（様式第2号）

☆ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

一時たい積行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 「根拠条項」

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

一時たい積を行っている土地の区域の所在場所を原則として地番まで記載することになるが、地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、区域内の土地が複数の筆に分かれている場合は、代表的な地番を記載するものとし、残りは「外〇筆」と記載すること。

(5) 「一時たい積行為を行う土地の区域の面積」

実際に、土砂を一時たい積する区域の面積を記載すること。ただし、一時たい積行為を行うに当たり関連する土地（一時たい積行為を行うために設置する必要がある排水施設敷地等）がある場合は、その区域も含めて記載すること。

(6) 「搬出する土砂の数量の合計」

届出に係る月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量を記載すること。

(7) 「搬出する期間」

月単位で記載すること。

(8) 「1日当たりの搬出量」

搬出する期間（月単位）内で、1日当たりの搬出量が最大になる量を記載すること。なお、小数点以下切捨てて記載すること。

(9) 「1日当たりの延べ運搬車両台数」

土砂の搬出量が最大となる時期において、1日当たりの土砂の搬出に要する車両の延べ台数（搬出場所からの1日当たりの発生交通量）を記載すること。

(10) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

土砂の搬出先の相手方に確認するなどして、土砂埋立行為地の所在を地番まで記載すること。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。また、地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載し、残りは「外〇筆」と記載すること。

(11) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

土砂の搬出先で土砂埋立行為を行っている又は行う者の「氏名又は名称」、その者の「住所」及び「連絡先」を記載すること。

(12) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出する土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(5)の「搬出する土砂の数量の合計」と一致すること。

(13) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為に係る許可等」

この欄に記載する法令等の名称及び許可等の処分の状況については、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。

ただし、条例第16条や規則第16条第1項に列挙している法令等の許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を「その他参考となる事項」の欄に記載すること。この法令等の許可等の状況の記載にあたっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載すること。

また、搬出先が複数の法令等の許可等を受けていて、土砂処理計画届出書等の該当欄に記載しきれない場合には、土砂処理計画届出書等の「その他参考となる事項」の欄に記載するか又は別紙にその許可状況を記載し添付すること。

添付図面作成要領

(1) 「一時たい積行為を行う土地の区域を示す図面」

1/25000程度で、建設工事等の区域及び道路、地勢等周辺の状況が確認できるものとする。

(2) 「搬出先とする土地の位置及び区域を示す図面」

1/25000程度で、搬出先の位置、区域及び道路、地勢等の周辺の状況が確認できるものとする。

(3) 「一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面」

1/50000程度で道路及び沿線の状況が判別できるものとする。なお、基図に表示されていない道路を搬入路として利用する場合は、当該箇所の拡大図を添付するなどの方法により通行する路線を明示すること。

注) 建設工事の区域と搬出先が近接している場合等で、(1)～(3)の図面を1枚の図面で表示できる場合には、これらの図面を1枚の図面で兼用しても構わない。

3. 土砂の搬出の変更の届出の編さん順序

●土砂の搬出の変更届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第10条第1項又は第2項, 第11条第2項, 第12条第2項関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	処理計画変更届出書 (規則様式第3号)	
2	搬出先とする土地の位置を示す図面	※
3	搬出先とする土地の区域を示す図面	※
4	建設工事の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	※
5	一時たい積行為を行う土地の区域から搬出先とする土地までの経路を示した図面	※
6	その他知事が必要と認める書類及び図面 (搬出先に係る法令等の許可書等の写し)	

- 注) 1. 番号4については, 建設工事からの搬出 (条例第8条第1項又は第11条第1項関係) の届出の変更があった場合のみに添付すること。
2. 番号5については, 一時たい積行為を行う土地からの搬出 (条例第9条第1項又は第12条第1項関係) の届出の変更があった場合のみに添付すること。
3. 「備考」欄に※印のある図面については, 搬出場所が追加又は変更となる場合に添付すること。
4. 番号2から6の添付図面を, 兼ねて1枚等に図示することができる場合は兼用しても構わない。

処理計画変更届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者
の氏名〕

印

第10条第1項
第10条第2項
第11条第2項
第12条第2項

広島県土砂の適正処理に関する条例

の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在		
処理計画届出年月日		年 月 日
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
連絡先	電話番号 担当者	(内線)

- 注 1 不要の文字は、消すこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

※第3号参考資料 搬出先等の変更の場合はこの資料を参考に変更内容を記載してください。

土砂の搬出先に係る事項1	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	
土砂の搬出先に係る事項2	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	
土砂の搬出先に係る事項3	土地の所在		
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称 (代表者氏名)	
		住所	
		連絡先	
	搬出する土砂の数量		m ³
	打合せ状況		
	土砂埋立行為に係る法令等による許可等	法令等の名称	
その他参考となる事項			
連絡先	電話番号	(内線)	
	担当者		

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 処理計画変更届出書作成要領（様式第3号）

☆ 提出部数は正本1部、副本2部（又は3部）とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(2) 「届出者の氏名」

土砂処理計画届出をした者又は一時たい積土砂処理計画届出をした者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(3) 根拠条項

該当するものを残し、不要なものを二重線で消去すること。

(4) 「建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

当初知事に届け出た「土砂処理計画届出書（様式第1号）」の「建設工事の区域の所在」の欄又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（様式第2号）の欄に記載した所在場所を記載すること。

(5) 処理計画届出年月日

「土砂処理計画届出書」又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（以下「処理計画書」という。）を受付機関に提出したときに収受（押印）された年月日を記載すること。

(6) 「変更内容」

届け出ている処理計画書の記載内容のうち、今回変更する事項について、変更前と変更後が対比できるように記載すること。（変更事項が複数ある場合は、変更する内容ごとに変更前・変更後で共通の項番を付すなどして、対応するものが明確にわかるように記載すること。）

(7) 「変更理由」

変更が必要になった原因等を踏まえて、理由をわかりやすく記載すること。

添付図面作成要領

- 変更届出の理由が新たな搬出場所の追加又は搬出先の変更の場合に、新たな搬出先となる土地の位置及び区域を示す図面、並びに搬出先とする土地までの経路を示した図面を添付すること。

4. 土砂の搬出の完了（廃止）届出の編さん順序

●土砂の搬出の完了（廃止）届出に必要な書類・図面一覧表

(条例第15条関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	土砂搬出完了（廃止）届出書（規則様式第4号）	
2	その他知事が必要と認める書類及び図面	

様式第4号（第14条関係）

土砂搬出完了（廃止）届出書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名〕

㊟

広島県土砂の適正処理に関する条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事又は一時たい積行為に係る土地の区域の所在		
処理計画届出年月日		年 月 日
搬出した土砂の数量の合計		m ³
土砂搬出完了（廃止）年月日		年 月 日
搬出先に係る事項1	土地の所在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称（代表者氏名）
		住 所
		連 絡 先
搬出した土砂の数量		m ³
搬出先に係る事項2	土地の所在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称（代表者氏名）
		住 所
		連 絡 先
搬出した土砂の数量		m ³
搬出先に係る事項3	土地の所在	
	土砂埋立行為を行う者	氏名又は名称（代表者氏名）
		住 所
		連 絡 先
搬出した土砂の数量		m ³
連 絡 先	電話番号	(内線)
	担当者	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

◎ 土砂搬出完了（廃止）届出書作成要領（様式第4号）

☆ 提出部数は正本1部、副本1部とし、副本については写しで構わない。

届出書記載要領

(1) 「標題部」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で消去すること。

(2) 「宛名」

県の機関に提出する場合は、「広島県西部農林水産事務所長」とし、権限移譲されている市町に提出している場合は、「〇〇市長」又は「〇〇町長」とすること。尚、権限移譲状況については「Ⅶ申請書等提出窓口」を参照すること。

(3) 「届出者の氏名」

土砂処理計画届出をした者又は一時たい積土砂処理計画届出をした者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載すること。

(4) 「建設工事又は一時たい積行為を行う土地の区域の所在」

「土砂処理計画届出書（様式第1号）」の「建設工事の区域の所在」の欄又は「一時たい積土砂処理計画届出書（様式第2号）」の「一時たい積行為を行う土地の区域の所在」の欄に記載した所在場所を記載すること。

(5) 処理計画届出年月日

「土砂処理計画届出書」又は「一時たい積土砂処理計画届出書」（以下「処理計画書」という。）を受付機関に提出したときに収受（押印）された年月日を記載すること。

(6) 「搬出した土砂の数量の合計」

搬出する期間内に、区域外へ搬出した土砂の実数量を地山土量で記載すること（一時たい積行為の場合は、ほぐし土量）。

(7) 「土砂搬出完了（廃止）年月日」

「完了」又は「廃止」の不要なものを二重線で消去すること。

①完了の届出の場合は、

ア 建設工事からの搬出の場合

当該建設工事で発生した土砂のうち区域外で処理するものについて、処理計画書に記載した搬出先へ全て搬出し終えた日を記載する。

イ 一時たい積行為を行う土地からの搬出の場合

月ごとに当該搬出を行った最終日を記載すること。

②廃止の届出の場合は、

ア 建設工事からの搬出の場合

建設工事から区域外への土砂の搬出を廃止した日又は、条例で規定する基準数量（500 m³）未満になることが明らかになった日を記載すること。

イ 一時たい積行為を行う土地からの搬出の場合

一時たい積行為を行う土地から区域外への土砂の搬出を廃止した日又は、条例で規定する基準数量（500 m³/月）未満になることが明らかになった日を記載すること。

(8) 土砂の搬出先に係る事項の「土地の所在」

全ての土砂の搬出先を記載すること。なお、記載する事項は処理計画書又は処理計画変更届出書の所在場所とすること。

(9) 土砂の搬出先に係る事項の「土砂埋立行為を行う者」

全ての搬出先の土砂埋立行為を行う者を記載すること。

(10) 土砂の搬出先に係る事項の「搬出した土砂の数量」

土砂の搬出量を記載すること。なお、各搬出先の土量の合計が(5)の「搬出した土砂の数量の合計」と一致すること。

5. 届出を要しない土砂の搬出の認定手続の編さん順序

●届出を要しない土砂の搬出の認定手続に必要な書類・図面一覧表

(規則第5条第1号又は第9条第1項関係)

番 号	書 類 等 の 名 称	備 考
1	届出を要しない土砂の搬出協議書（取扱い方針様式1，2号）	
2	搬出場所指定処分建設工事一覧表（取扱い方針様式3，4号）	
3	搬出先とする土地の位置を示す図面（取扱い方針3の(3)の①）	※
4	搬出先とする土地の区域を示す図面（取扱い方針3の(3)の①）	※
5	搬出先の他の法令等の許可書等の写し（取扱い方針3の(3)の②）	※
6	搬出先への受け入れ確認資料（協定書又は契約書の写し等） （取扱い方針3の(3)の③）	※
7	土砂の適正処理体系を表す資料（取扱い方針3の(3)の④）	※
8	その他知事が必要と認める書類及び図面	

- 注) 1. 「取扱い方針」とは、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」のことである。
2. 規則第5条第1号の規定による協議の場合における番号1及び番号2の取扱い方針様式は第1号及び第3号とし、規則第9条第1号の規定による協議の場合における番号1及び番号2の取扱い方針様式は第2号及び第4号とすること。
3. 「備考」欄に※印のある図面については、国又は地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合、添付を省略することができる。

(別記)

様式第1号

年 月 日

広島県〇〇農林水産事務所長 様

郵便番号

住 所 } 法人にあつては、
名称及び代表者の
氏名 ㊟

氏 名

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号の適用
について（協議）

別紙「搬出場所指定処分建設工事一覧表」の建設工事に関する土砂の搬出に係るこのことについて、「広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針」3の(1)により協議します。

添付資料

- 1 搬出先の位置及び区域を示す図面
- 2 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
- 3 協議者（発注者）と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受入が確認できる資料
- 4 土砂の適正処理体系を表す資料（残土券の流れや管理手法が確認できるフロー図等）
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

注）国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合は、添付資料の1～4を省略することができる。

様式第3号

搬出場所指定処分建設工事一覧表

協議者(発注者名): _____

No.	工事名	工事種別	工事の場所	搬出予定土量 (m^3)	搬出予定期間	搬出先の名称等	搬出先の所在	土砂埋立行為を行う者の氏名(名称)	備考
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							
		土木・建築							

4-23

- 注
- 1 工事名については、建設工事ごとに記載するとともに発注年度も記載すること。
 - 2 工事種別欄の「土木・建築」は、不要なものを二重線で削除すること。
 - 3 工事の場所及び搬出先の所在については、地番まで記載すること。複数存在する場合は、代表地番を記載し残りは「外○筆」と記載すること。
 - 4 搬出予定期間については、〇〇年〇月〇日 ~ 〇〇年〇月〇日と記載すること。

様式第 2 号

年 月 日

広島県〇〇農林水産事務所長 様

郵便番号
住 所
氏 名

法人にあつては、 名称及び代表者の 氏名

⑨

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第 9 条第 1 号の適用
について（協議）

別紙の一時たい積場所からの土砂の搬出に係るこのことについて、「広島県土砂の適正
処理に関する条例施行規則第 5 条第 1 号及び第 9 条第 1 号に規定する知事が認める土砂の
搬出の取扱い方針」3の(1)により協議します。

添付資料

- 1 搬出先の位置及び区域を示す図面
- 2 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
- 3 協議者（一時たい積行為者）と搬出先との協定書又は契約書の写し等、確実な受入
が確認できる資料
- 4 土砂の適正処理体系を表す資料（管理手法が確認できるフロー図等）
- 5 その他知事が必要と認める書類及び図面

注） 国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出する場合は、添付資料の 1
～ 4 を省略することができる。

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則第5条第1号及び第9条第1号に規定する知事が認める土砂の搬出の取扱い方針

1 承認要件

- (1) 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則（平成16年広島県規則第56号。以下「規則」という。）第5条第1号で土砂の適正な処理が行われるものとして知事が認めるのは、次の①かつ②に該当する場合とする。
 - ① 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事であって、適正な搬出先であることが確認されたもの。
 - ② 搬出先として土砂処分場を指定する場合は、当該土砂処分場について残土券による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの。
- (2) 規則第9条第1号で土砂の適正な処理が行われるものとして知事が認めるのは、次の①かつ②に該当する場合とする。
 - ① 特定の工事等への再利用を目的とした一時たい積行為であって、適正な搬出先であることが確認されたもの。
 - ② 記録簿等による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、建設副産物対策広島ブロック会議又は広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議で調整済みの工事（搬出先として再資源化施設を指定している場合を除く。）に係る土砂の搬出については、当該工事の発注者が調整されたことを確認できる資料を知事に提出することによって、規則第5条第1号又は規則第9条第1号による知事の同意があったものとみなすこととするが、資料提出後に調整した搬出先を変更する必要がある場合は、その都度、本取扱い方針の5及び8による処置を講ずるものとする。

2 協議者

協議者は、1-(1)においては建設工事の発注者、1-(2)においては一時たい積行為を行う者であること。

3 協議方法

- (1) 協議様式は、1-(1)の場合は様式第1号及び「搬出場所指定処分建設工事一覧表」（様式第3号）によることとし、1-(2)の場合は様式第2号及び「搬出先を指定する一時たい積行為一覧表」（様式第4号）によることとする。
- (2) 様式第3号又は様式第4号の表の記載事項と同等の内容が記載された既存資料がある場合は、当該資料を添付することによって様式第3号又は様式第4号の添付に替えることができる。
- (3) 協議に係る添付書類は次のとおりとする。ただし、国及び地方公共団体が設置又は管理する処分先へ搬出するものについては、①～④の添付書類を省略することができる。
 - ① 搬出先の位置及び区域を示す図面
 - ② 搬出先が、土砂埋立行為について法令等の許可等を要する場合は、許可書等の写し
 - ③ 発注者又は一時たい積行為者と搬出先との協定書又は契約書の写し等、确实な受け入れが確認できる資料

④ 土砂の適正処理体系を表す資料（残土券の流れや管理手法が確認できるフロー図等）

⑤ その他知事が必要と認める書類及び図面

4 協議部数

提出部数は、正本1部とする。

5 協議期日

(1) 1- (1) の場合は、土砂搬出開始の日から起算して30日前までとする。

(2) 1- (2) の場合は、土砂の搬出を開始する日の属する月の初日の20日前までとする。

6 処理期間

不同意になった場合は、改めて処理計画の届出が必要となることから、処理計画の届出期限を考慮した期間で処理することとする。

7 協議結果

協議された土砂の搬出について、土砂の適正な処理が行われるものと認められる場合は、規則第5条第1号又は第9条第1号の適用に同意する旨の回答書（様式第5号）により通知することとする。

回答書には、「搬出場所指定処分建設工事一覧表」又は「搬出先を指定する一時的な積行為一覧表」を添付することとし、一覧表中に承認できない工事が含まれている場合は、その工事の欄を抹消線で表示することとする。

8 処分先の変更

協議者は、同意通知後に処分先に変更が生じたときは、すみやかに再協議すること。

なお、この場合の協議様式については、様式第1号から様式第4号を準用するものとする。

9 経過措置

平成16年10月24日までの間に開始する土砂の搬出に係る協議期日は、4の規定にかかわらず9月27日とする。

様式第 5 号

年 月 日

○ ○ ○ ○ ○ 様

広島県○○農林水産事務所長
〔〒○○○○ ○○○○○○○○
○○○○課〕

広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則 第 5 条第 1 号 の
適用について (回答) 第 9 条第 1 号

○○年○○月○○日付けで協議の別紙の土砂の搬出に係るこのことについては、同意します。

- 注 1 施行する際には、協議書に添付されている「搬出場所指定処分建設工事一覧表」又は「搬出先を特定する一時たい積行為一覧表」を添付する。
- 2 一覧表中に同意できない土砂の搬出計画がある場合は、その工事の欄を抹消線で表示して添付する。